

避難所開設・運営訓練 に参加しましょう

町会・自治会ごとに指定した区立小・中学校を会場とし、避難所の開設や運営を中心とした訓練を行います。

訓練の内容(予定)

- ▶ 避難所運営組織の役割と行動確認
- ▶ 災害時安否確認シールを使用した安否確認訓練
- ▶ 避難所(備蓄倉庫や体育館等)の見学
- ▶ 防災資機材の取り扱い訓練
- ▶ 炊き出し(備蓄食料の調理と試食)



日程 ※8月14日現在

期日	時間	会場
8月26日(日)	午前9時30分～11時30分	第九峡田小学校
9月2日(日)	午前9時30分～11時30分(予定)	第三瑞光小学校
	午前9時30分～11時45分	第二峡田小学校
9月9日(日)	午前9時～11時40分	尾久宮前小学校
	午前9時30分～11時40分	第七峡田小学校
9月16日(日)	午前9時30分～11時45分	第六瑞光小学校、諏訪台中学校
9月29日(土)	午前9時30分～正午(予定)	第五峡田小学校
10月7日(日)	午前10時～11時30分(予定)	原中学校

問合せ 防災課防災事業係 ☎内線418

ブロック塀等の 撤去費用を助成します

地震等により道路沿いのブロック塀等が倒れると避難・救助活動の妨げになったり、通行する人が負傷したりする恐れがあります。下記に該当する塀に対して撤去費用の一部を助成します。

助成の対象

- 次のすべてに該当するブロック塀、万年塀等
- ▶ 道路に面している塀 ▶ 高さ1.2mを超えている塀
 - ▶ 区の調査で助成の対象と判断されている塀

※塀の状況等により対象にならない場合もありますので、事前にお問い合わせください

助成の内容

撤去工事費用の3分の2 ※1m当たり6000円を上限

申込方法

区の調査で助成の対象と判断された後に持参で、「助成金交付内定申請書」を区役所北庁舎2階防災街づくり推進課防災街づくり係へ

申込み問合せ 防災街づくり推進課防災街づくり係
(区役所北庁舎2階) ☎内線2826

国民健康保険のお知らせ

早めに健康診査を受診しましょう

対象者には、6月下旬に受診券を送付しています。受診券・保険証を持参し、同封している案内に記載の医療機関で受診してください。

実施期間 11月30日(金)まで

対象者 区内在住の40歳以上で、荒川区国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入している方、生活保護を受けている方等
※新たに国民健康保険等に加入し、受診を希望する方には、受診券を発行します

問合せ 国保年金課管理係 ☎内線2371

社会保険の加入者に該当していませんか

株式会社・有限会社等の法人事業所に勤務する方(代表者・役員を含む)は、法律により社会保険への加入が義務付けられています。

また、現在、社会保険の加入者と世帯を同一にし国民健康保険に加入している家族で次のいずれかに該当する方は、社会保険の扶養になることができます。

- ▶ 主として社会保険の加入者の収入により生計を維持している方
- ▶ 年間収入が130万円未満の方(60歳以上または障害厚生年金を受けられる程度の方の場合は180万円未満)

※勤務先を通して事業所を管轄する年金事務所で相談してください。社会保険に該当する方は、加入手続きを行った後、国民健康保険をやめる手続きをしてください

問合せ 国保年金課国保資格係 ☎内線2375

区民住宅の入居者を募集

区民住宅	所在地	規模	開設年	使用料(月額)
町屋五丁目住宅	町屋5-9-2	22階建て124戸	平成10年	11万1600円～14万2900円

※ほかに共益費月額1万円

表1

対象 次のすべてに該当する方

世帯人数	所得の範囲
2人	227万6000円～622万4000円
3人	265万6000円～660万4000円
4人	303万6000円～698万4000円

※5人以上の世帯は、お問い合わせください

- ▶ 現に住宅を必要としている
- ▶ 現に同居または同居しようとする親族(婚約者を含む)がいる
- ▶ 申込者本人が、成年者(20歳未満の既婚者を含む)である
- ▶ 所得(収入額から必要経費等を差し引いた額、同居親族に所得がある場合は合算)が表1の金額の範囲内である
- ▶ 申込者本人と同居または同居しようとする親族が住民税、健康保険料を滞納していない
- ▶ 申込者本人と同居または同居しようとする親族が暴力団員でない
- ▶ 外国人の方は、日本国に永住する資格を持っている

子育て世帯とその親世帯が区内で近居になる場合

町屋五丁目住宅に居住する世帯で、子育て世帯(同居の18歳未満の子どもがいる世帯)とその親世帯が区内で近居になる場合に使用料を減額します。

子どもが3人以上いる世帯

申込者(同居の親族を含む)と同居する扶養親族(子に限る)のうち、18歳未満の子どもが3人以上いる世帯の使用料を減額します。

期間 申請日の翌月～平成31年3月31日まで

減額する額 2万円(月額)

申込方法 区役所北庁舎2階施設管理課で配布する申込用紙に必要な事項を記入し、持参で

申込み問合せ 施設管理課管理・住宅係(区役所北庁舎2階) ☎内線2824

特別支援学級等の説明会

特別支援学級等(教育上特別な支援を必要とする児童・生徒のための学級)の教育内容の説明会を開催します。

対象 区内在住で、平成31年4月に小・中学校に入学予定の児童・生徒の保護者

説明会日程表

学校名	期日	時間
峡田小学校	9月11日(火)	午前9時35分～11時30分
尾久西小学校	9月12日(水)	午前8時45分～10時25分
汐入小学校	9月14日(金)	午前9時15分～11時25分
大門小学校	9月18日(火)	午前9時30分～10時15分
第六瑞光小学校	9月19日(水)	午前9時25分～11時15分
尾久八幡中学校	9月6日(木)	午前9時45分～11時35分
第一中学校	9月13日(木)	午前8時45分～11時30分
第四中学校	9月20日(木)	午前10時40分～午後0時40分

▶ 知的障がい学級 ※見学もできます

学校名	期日	時間
第三峡田小学校	10月22日(月)	午前10時30分～11時30分

▶ 情緒障がい等通級指導学級

第九中学校	9月11日(火)	午後2時～4時
-------	----------	---------

▶ 特別支援教室

第二瑞光小学校	9月21日(金)	午後2時～3時
---------	----------	---------

申込み問合せ 学務課特別支援教育係(区役所3階) ☎内線3335